

資 料	No.
	6

(案)

令和2年度

横浜市港湾審議会の運営に関する規程の改正について

令和2年12月

横浜港港湾管理者

横浜市

横浜市港湾審議会の運営に関する規程の改正

○趣旨

昨今の新型コロナウイルス感染拡大等不測の事態にあっても審議会を持続的かつ安定的に運営することを目的として、議事方法について明確にするため本規程の一部を改正します。

○改正内容

- ・ 委員が一同に会場に集まることが困難な場合の、Web会議システムによる会議の方法の追加や、議事方法関係の準用の整備（第16条）
- ・ やむを得ない事由で会議を開催できない場合の書面による議事の方法等追加（第18条）
- ・ 委員長が不在の場合等に、会議を招集できる旨追加（第2条）

○施行日：令和2年12月17日

○改正案（新旧対照表）

現行	改正案
(第1条省略) (会議の招集) 第2条 委員長は、会議の開会の日前7日までに、会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。	(第1条省略) (会議の招集) 第2条 委員長は、会議の開会の日前7日までに、会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合、 <u>委員長が不在の場合等</u> は、この限りでない。
(第3条から第15条まで省略)	(第3条から第15条まで省略)

現行	改正案
<p>(準用等)</p> <p>第16条 条例第5条及び第6条の規定は、専門委員会及び幹事に準用し、「審議会」を「専門委員会」又は「幹事会」、「委員長」を「主査」、「副委員長」を「副主査」、「委員」を「専門委員」又は「幹事」及び「議長」を「座長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 この規程の第2条、第4条及び第7条の規定は、専門委員会及び幹事に準用する。</p> <p>3 この規程の第8条から第15条の規定は、幹事に準用する。</p> <p>(第17条省略)</p>	<p>(準用等)</p> <p>第16条 条例第5条及び第6条の規定は、専門委員会及び幹事に準用し、「審議会」を「専門委員会」又は「幹事会」、「委員長」を「主査」、「副委員長」を「副主査」、「委員」を「専門委員」又は「幹事」及び「議長」を「座長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第4項並びにこの規程の第2条から第7条まで、及び第18条の規定は、専門委員会及び幹事に準用する。</u></p> <p>3 この規程の第8条から第15条までの規定は、幹事に準用する。</p> <p>4 <u>委員長は、必要と認める場合は審議会の会議についてWeb会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を介した議事を行うことができる。この場合において、同システムを介し参加する委員は、会議の出席委員とみなす。</u></p> <p>(第17条省略)</p> <p><u>(書面による開催)</u></p> <p>第18条 <u>委員長は、やむを得ない事由により会議を開催できないと認める場合は、議事資料、評決書用紙その他書面を添付した通知を委員に送付し、各議事に係る可否の表明及び意見を徴することができる。この場合において、委員長は、指定期日までに提出のあった評決書をもって条例に規定する会議の議事の例により議決を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項において委員長が不在の場合等については、この規程における会議の招集の例による。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する議事について、第9条から第12条までに規定する行為は、議事録、議事資料等の公表をもってこれに代えるものとする。</u></p> <p><u>附則(令和2年12月規程第1号)</u> この規程は、令和2年12月17日から施行する。</p>